

令和3年1月19日

所属長 各位

横浜市立学校教職員互助会

令和2年度義務教育修了祝金の請求について(依頼)

貴所属の互助会会員の該当となる方（子どもが中学校等卒業）に対して、次の期間にご請求くださいますよう周知をお願いします。

給付金額	提出期間	支払期日	支払方法
20,000円	2月1日（月）～2月10日（水）	3月16日（火）	給与加算

- ・ 給付金請求書（第8号様式）は、互助会ホームページからダウンロードしてください。
 - ・ 互助会ホームページ <https://hamagojo.com/>
 - ・ 各種様式ダウンロードページ <https://hamagojo.com/youshiki/>
- ・ 会員番号は、7桁の職員番号を記入してください。
- ・ 生徒氏名のフリガナ及び卒業年月日は、必ず記入してください。
- ・ 子どもが中学校、義務教育学校後期課程、特別支援学校中等部を卒業又は中高一貫教育学校付属中学校を修了するときに請求できます。
- ・ 夫婦で会員の場合、双方から請求できます。
- ・ 請求金額の訂正はできませんのでご注意ください。
- ・ 給与に加算して給付金を支給します。給与明細書に記載されますので、確認してください。
（請求書の振込先欄の記入は不要です。）
- ・ 教職員以外の会員は、振込先欄に記入していただいた口座に振込みます。
- ・ 令和3年3月31日現在会員である方に給付します。
- ・ 給付の請求は、事由の発生後2年間です。提出期間を過ぎた後でも受け付けますが、振込提出期間内にご請求いただいたものより、支給が遅くなる場合があります。

※ 就学祝金の請求受付については、3月に通知いたします。

連絡先：教職員互助会 担当 村田

電話 045-305-6800

FAX 045-620-9012